

5 第2次福島県長期総合教育計画の策定経過（昭和52年度）について

この要綱は、昭和52年7月27日から施行する。

② 委員名簿

(順不同)

(1) 第2次福島県長期総合教育計画策定に関する会議設置

① 要綱

(目的)

第1 福島県教育委員会が策定する、第2次福島県長期総合教育計画（以下「第2次教育計画」という。）案に関し、広く県民各層の意見を求めるため、「第2次福島県長期総合教育計画策定に関する会議」（以下「第2次教育計画策定会議」という。）を設置する。（意見を求める事項）

第2 第2次教育計画策定会議に、意見を求める事項は、次のとおりである。

(1) 第2次教育計画（最終案）について

(構成)

第3 第2次教育計画策定会議は、各界代表27名以内をもって組織し、委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 県議会議員
- (3) 市町村長
- (4) 教育行政機関の職員
- (5) 教育関係の職員
- (6) 県の職員

2 委員は、県教育長が委嘱する。

(委員の任期)

第4 委員の任期は、1年（昭和53年3月31日まで）とする。

ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長の選任及び権限)

第5 第2次教育計画策定会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、第2次教育計画策定会議を代表し、議事その他会務を総理し、第2次教育計画策定会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 第2次教育計画策定会議は、必要に応じ、会長が招集する。

(謝金等)

第7 第2次教育計画策定会議に出席した委員に対しては、旅費及び謝金を支給する。ただし、県職員に対しては、この限りでない。

(庶務)

第8 第2次教育計画策定会議の庶務は、県教育庁総務課において処理する。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか、その運営に必要な事項は、会長が定める。

附則

委員氏名	役職名
滝 正熙	福島県議会議員
安齋 清志	福島県議会議員
鈴木 兵伍	福島県議会議員
石川 信義	福島県市長会会長
石田卯子八	福島県町村会会長
河田 亨	福島民報社取締役編集局長
伊藤 修二	福島民友新聞社論説委員会幹事
小林 忠道	福島県商工会議所連合会常任幹事
山田 登	福島県農業協同組合中央会会長
豊田 良子	福島県婦人団体連合会副会長
梅津 絹子	福島県婦人教育指導員
中川 弘	福島大学経済学部助教授
○工藤 正悟	福島大学教育学部教授
渡部 英治	福島県PTA連合会会長
佐々木善男	福島県高等学校PTA連合会会長
会田 長栄	福島県教職員組合連合中央執行委員長
及川 利彌	福島県高等学校教職員組合執行委員長
今井 清吉	福島県市町村教育委員会連絡協議会会長
◎辺見 正治	福島県都市教育長協議会会長
古関 富男	福島県小学校長会会長
三瓶 芳徳	福島県中学校長会会長
菅野 定次	福島県高等学校長協会会長
安藤 利雄	福島県私立中学校・高等学校協会会長
熊坂 祐昌	福島県公民館連絡協議会会長
鈴木 博	福島県市町村体育指導委員連絡協議会会長
友田 昇	福島県総務部長
尾形 定慶	福島県企画開発部長

以上27名

(注) ◎は会長、○は副会長を示す。

(2) 第2次福島県長期総合教育計画策定専門委員会・幹事会設置

① 実施要項

(専門委員会)

第1 第2次福島県長期総合教育計画（以下「第2次教育計画」という。）策定のため、教育庁内に第2次福島県長期総合教育計画策定専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置き、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には総務課長、副委員長には財務課長を充てる。

3 委員は、各課（室）の課（室）長、教育センター所長及び教育事務所長の代表者を充てる。

4 委員長は、会務を総理し、専門委員会及び幹事会を招集する。

5 委員長に事故あるときは、副委員長が委員長の職務を行う。

(専門委員会の所掌事務)